

広島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に
関する条例

平成19年3月28日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年8月末までに、広域連合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他広域連合長が必要と認める事項

(公表の時期)

第4条 広域連合長は、第2条の規定による報告及び広島県人事委員会の報告を受けたときは、毎年11月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び広島県人事委員会の報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第5条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 広島県後期高齢者医療広域連合の事務所の掲示場に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

2 前項第1号の閲覧所は、広島県後期高齢者医療広域連合の事務所とする。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月16日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の広島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下「新条例」という。）の規定の適用に関しては、第2条の規定により任命権者が平成27年度における人事行政の運営の状況を報告する場合における新条例第3条の適用については、同条第2号中「人事評価」とあるのは、「勤務成績の評定」とし、同条第5号及び第8号の規定は、適用しない。